




萩市不妊治療費助成制度



令和5年4月1日現在

区分	一般不妊治療費助成制度	不育症治療費助成制度
対象となる治療	医療保険適用の不妊治療に対する助成制度です。 例) タイミング法、男女の薬物治療・不妊検査、不妊症に関する手術等の不妊治療	産婦人科等医療機関において不育症と診断された方に対して、不育症治療に係る費用を助成します。
要件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有し、産婦人科又は泌尿器科で治療を受けている法律上の夫婦であること。 夫および妻が医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者であること。 前年の夫婦合算の所得額（1～5月までの申請については、前々年の所得の合計額）が730万円未満であること。 ※所得額の計算は、児童手当法施行令を準用します。 ※計算方法は裏面参照 申請する年度内の治療であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有している、法律上の夫婦であること。 産婦人科等医療機関において不育症と医師に診断され治療を受けていること 夫および妻が医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者であること。 市税を滞納していないこと。 治療を終了した日の年度内の治療であること。
助成額	1年度あたり3万円以内	助成額は1年度あたり20万円以内
助成回数	通算5年 (3年目以降については、医師が必要と判断したものに限る。)	助成回数は1年度に1回とし、通算回数は5回まで
期間	治療を受けた日の属する年度内に申請をしてください。 期間内に申請をされないと助成対象となりません。	治療を終了した日から90日を経過する日又は治療の終了した日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに申請をしてください。 期間内に申請をされないと助成対象となりません。
年齢制限	なし	
受付	萩市健康増進課	
申請書・添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 一般不妊治療費助成事業申請書 一般不妊治療費助成事業医療機関等証明書（領収書添付） 直近の所得課税（非課税）証明書 ※源泉徴収票は不可 住民票（1か月以内に発行されたもの）※夫婦両方の住民票（続柄記載）が必要です。 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1か月以内に発行されたもの）※2回目以降、住民票の続柄で夫婦であることが確認できる場合は必要ありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 萩市不育症治療費助成金交付申請書 萩市不育症治療費医療機関等証明書（領収書添付） 萩市不育症治療費調剤証明書（領収書添付） 直近の所得課税（非課税）証明書 ※源泉徴収票は不可 住民票（1か月以内に発行されたもの）※夫婦両方の住民票（続柄記載）が必要です。 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1か月以内に発行されたもの）※2回目以降、住民票の続柄で夫婦であることが確認できる場合は必要ありません。 市税の滞納が無いことがわかる書類（1か月以内に発行されたもの）



以下の書類は、萩市役所総合窓口で取得できます。

- ・住民票
- ・戸籍謄本
(萩市に本籍がある方)
- ・所得課税証明書
(市民税の賦課期日 1月1日に萩市居住の方)
- ・滞納のない証明書

年度末は大変申請が集中します。申請忘れの無いよう治療終了後は速やかに申請をされますようお願いいたします。
年度を越えての申請は、助成できない場合があります。



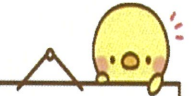
詳しくは、萩市健康増進課へお尋ねください。
電話0838-26-0500



萩市不妊治療サポート事業

新規
令和5年4月～

区分	治療費助成	交通費助成
助成対象	医療保険が適用される生殖補助医療に要した治療費（ただし、次の治療は除きます） ① 夫婦以外の者の精子、卵子または胚を使用したもの ② 夫の精子を妻以外の者の子宮に医学的な方法で注入し、当該者が妊娠及び出産したものの	医療保険が適用される生殖補助医療のために市外および県外の指定医療機関等に通院した場合の交通費 （ただし、令和5年4月1日以降の治療分が対象となります。）
要件	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦ともに市内に住所を有すること 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること 夫または妻が医療保険各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること 生殖補助医療以外の方法によっては妊娠の見込みがない、または極めて少ないと診断されていること 他の市区町村から助成金の交付を受けようとする生殖補助医療に係る補助を受けていないこと 市税の滞納をしていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日以降の生殖補助医療について萩市不妊治療サポート事業の申請を行い、その承認決定がされている方 同一の生殖補助医療に関して、他の地方公共団体から、交通費の助成を受けていない方又は今後も受ける見込みがない方 市税の滞納をしていないこと
助成額	1回の治療周期につき、上限8万7千円	1回の通院につき、上限6千円
助成回数	治療開始時における妻の年齢が 40歳未満 … 子ども1人につき6回まで 40歳以上43歳未満 … 子ども1人につき3回まで	治療費助成に準じる
期間	治療が終了した日の属する年度内に申請書を提出してください。 期間内に申請をされないと助成対象となりません。	治療費助成に準じる
年齢制限	治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	治療費助成に準じる
受付	萩市健康増進課	
申請書・添付書類	萩市不妊治療サポート事業申請書 萩市不妊治療サポート事業医療機関等証明書（領収書添付） 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類 （1か月以内に発行されたもの）※萩市への申請が2回目以降で、住民票の続柄で夫婦であることが確認できる場合は必要ありません。 住民票（1か月以内に発行されたもの）※夫婦両方の住民票（続柄記載）が必要で高額療養費または健康保険組合等からの付加給付金等がわかる書類（高額療養費支給決定通知書、限度額適用認定証等の写し等） 市税の滞納が無いことがわかる書類（1か月以内に発行されたもの） 医療保険に係る保険証または組合員証の写し（夫婦二人分）	萩市不妊治療サポート事業交通費助成申請書 萩市不妊治療サポート事業交通費明細書 領収書（公共交通機関を利用し領収書がある場合は添付してください） ※萩市不妊治療サポート事業医療機関等証明書の写し ※法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類 ※住民票（1か月以内に発行されたもの） ※市税の滞納が無いことがわかる書類 治療費助成と同時に申請書を提出される場合、※の書類は省略できます。



以下の書類は、萩市役所総合窓口で取得できます。

- 住民票
- 戸籍謄本（萩市に本籍がある方）
- 所得課税証明書（市民税の賦課期日1月1日に萩市居住の方）
- 滞納のない証明書



年度末は大変申請が集中します。申請忘れの無いよう治療終了後は速やかに申請をされますようお願いいたします。
年度を越えての申請は、助成できない場合があります。



詳しくは、**萩市健康増進課**へお尋ねください。
電話0838-26-0500

山口県不妊治療費助成制度



令和5年4月1日現在

区分	人工授精費助成制度	不妊検査費助成制度
対象となる治療	医療保険適用の人工授精	先進医療として国が告示している不妊検査 (当該検査の実施医療機関として承認されており、且つ、保険適用されている不妊に関する治療・検査を保険診療として実施している医療機関に限ります。)
要件	<ul style="list-style-type: none"> 県内に住所を有し、人工授精治療を受けている法律上の夫婦 申請日の前年の夫婦合算の所得額（1～5月までの申請については、前々年の所得の合計額）が730万円未満 ※所得額の計算は、児童手当法施行令を準用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 流産、死産の既往が合わせて2回以上ある方 申請日に、県内に住所を有している方 不妊検査費助成事業検査受検証明書を国に提出することに同意している方
助成額	1年度あたり9千円以内	1回の検査に係る費用の7割に相当する額。 ただし、6万円以内
助成回数	通算5年 (3年目以降については、医師が必要と判断したものに限り。)	なし
期間	治療を受けた日の属する年度内に申請をしてください。 なお、3月に治療が終了された方で、年度内の申請が困難な場合に限り、翌年度4月15日まで申請することが出来ます。ただし、この場合は、申請された年度の治療として取り扱います。 (当年度内に、既に限度額まで助成を受けた方は対象外です。)	検査を受けた日の属する年度内に申請書を提出してください。 なお、3月に検査を受けた方で、年度内の申請が困難な場合に限り、翌年度4月15日まで申請することが出来ます。
年齢制限	なし	
受付	萩市又は山口県萩健康福祉センター（郵送可）	
申請書・添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 山口県不妊治療（人工授精）費助成事業申請書 山口県不妊治療（人工授精）費助成事業受診等証明書（領収書添付） 直近の所得課税（非課税）証明書 ※源泉徴収票は不可 住民票（1か月以内発行のもの）※夫婦両方の住民票（続柄記載）が必要で法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（1か月以内発行のもの） <p>※2回目以降、住民票の続柄で夫婦であることが確認できる場合は必要ありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山口県不妊検査費助成事業申請書 山口県不妊検査費助成事業検査受検証明書 住民票（1か月以内に発行されたもの） 検査を実施した医療機関が発行した領収書（写し）

【所得額の計算方法】
 ここでいう所得額は児童手当法施行令によるもので、以下のとおり計算します。

所得額＝収入額から税法上の必要経費を引いた額(a)－8万円(所得のある方のみ)－諸控除(b)

(a)
 市町が発行する所得課税証明書では「合計所得金額」(自治体によって標記が異なります。「課税標準額」の欄の総所得ではありません。)

(b)

控除の種類	控除額
雑損控除	実際に控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
障害者控除(普通)	該当者数 ×270,000円
障害者控除(特別)	該当者数 ×400,000円
勤労学生控除	該当する場合 270,000円



上記の詳しい内容等は、山口県萩健康福祉センター 電話0838-25-2669 へお尋ねください

